

健全化判断比率及び資金不足比率の 審査意見書

さぬき市監査委員

28さ監査第23号

平成28年8月24日

さぬき市長 大山茂樹様

さぬき市監査委員 中村俊則

さぬき市監査委員 中村聖二

健全化判断比率及び資金不足比率の審査意見について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定に基づき審査に付された健全化判断比率及び資金不足比率を示す書類を審査したので、次のとおり意見書を提出する。

平成27年度 財政健全化審査意見書

1 審査の概要

財政健全化の審査に当たっては、市長から提出された健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として実施した。

2 審査の結果

(1) 総合意見

審査に付された健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められた。

記

健全化判断比率	平成25年度	平成26年度	平成27年度	早期健全化基準
①実質赤字比率	△ 4.07%	△ 4.62%	△ 5.82%	12.72%
②連結実質赤字比率	△ 18.76%	△ 20.05%	△ 21.15%	17.72%
③実質公債費比率	16.0%	14.6%	13.5%	25.0%
④将来負担比率	9.9%	△ 10.9%	△ 25.3%	350.0%

(2) 個別意見

① 実質赤字比率について

平成27年度一般会計実質収支黒字額は、平成22年度比382百万円増加し、955百万円である。なお、実質収支額が赤字となっている建設残土処分場事業特別会計においては、赤字額が平成22年度比100百万円減少と毎年度縮減傾向にあり、平成27年度は66百万円の赤字額となっている。上記会計を含む平成27年度一般会計等実質収支額は、926百万円の収支黒字額であり、実質赤字比率は、△5.82%と当市の早期健全化基準12.72%を下回り、健全性は保たれている。【表1】参照

② 連結実質赤字比率について

一般会計等を含む特別会計を除く特別会計、並びに病院事業会計、水道事業会計は何れも実質収支が黒字ないしは資金剰余となっている。連結実質収支黒字額及び資金剰余额は、平成22年度比1,149百万円増加し、平成27年度は3,360百万円の収支黒字額及び資金剰余额であり、連結実質赤字比率は、△21.15%と当市の早期健全化基準17.72%を下回り、健全性は保たれている。【表1】参照

【表1】 実質・連結実質赤字比率年度別推移表

(単位：千円)

項 目		平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成22年度比	
		実質収支額							
一般会計等	一般会計	573,083	595,914	625,358	796,498	858,694	955,173	382,090	
	一般会計等に属する特別会計	共通商品券発行事業特別会計	18,200	5,060	55,561	27,404	27,599	36,564	18,364
		建設残土処分場事業特別会計	△ 166,092	△ 159,500	△ 153,102	△ 151,644	△ 143,509	△ 65,897	100,195
小 計		425,191	441,474	527,817	672,258	742,784	925,840	500,649	
標準財政規模		17,070,740	16,851,521	16,472,534	16,492,024	16,077,515	15,885,722	△ 1,185,018	
実質黒字・赤字比率		2.491%	2.620%	3.204%	4.076%	4.620%	5.828%	3.337%	
一般会計等以外の特別会計のうち公営企業に係る特別会計以外の会計	国民健康保険事業特別会計	174,186	142,039	94,915	136,206	107,865	138,938	△ 35,248	
	老人保健事業特別会計	0	0	0	0	0	0	0	
	後期高齢者医療事業特別会計	1,156	1,541	1,286	2,463	1,448	540	△ 616	
	介護保険事業特別会計	13,151	24,896	63,074	25,765	58,225	89,752	76,601	
	介護サービス事業特別会計	2,809	2,216	3,467	4,783	7,394	12,496	9,687	
	多和診療所事業特別会計	494	581	581	601	510	459	△ 35	
	津田診療所事業特別会計	4,200	1,188	3,775	183	414	442	△ 3,758	
		資金不足・剰余額							
法適用企業	病院事業会計	833,229	1,178,451	1,402,569	1,332,468	1,287,170	1,108,521	275,292	
	水道事業会計	750,899	921,512	989,272	886,374	1,013,476	1,078,515	327,616	
法非適用企業	公共下水道事業特別会計	2,114	1,944	1,797	31,715	2,488	2,346	232	
	農業集落排水事業特別会計	1,279	1,007	1,019	730	870	816	△ 463	
	漁業集落排水事業特別会計	1,351	1,031	767	523	703	780	△ 571	
	簡易水道事業特別会計	310	310	301	149	305	385	75	
	観光事業特別会計	10	10	12	13	5	5	△ 5	
小 計		1,785,188	2,276,726	2,562,835	2,421,973	2,480,873	2,433,995	648,807	
合 計		2,210,379	2,718,200	3,090,652	3,094,231	3,223,657	3,359,835	1,149,456	
標準財政規模		17,070,740	16,851,521	16,472,534	16,492,024	16,077,515	15,885,722	△ 1,185,018	
連結実質黒字・赤字比率		12.948%	16.130%	18.762%	18.762%	20.051%	21.150%	8.202%	

③ 実質公債費比率について

実質公債費比率は平成22年単年度18.6%から毎年度低下し、平成27年単年度12.3%と6.3%改善している。財政健全化基準の実質公債費比率は当年度を含む3か年平均のため、平成22年度において20.8%、平成27年度において13.5%と7.3%改善している。早期健全化基準25.0%を下回り、健全性は保たれている。

改善の要因を把握するため、同比率を算出する分子、分母の構成項目の増減を検証する。

分子において、平成22年度比1,052百万円減少している主な要因は、①「元利償還金の額」が362百万円減少、⑤「一部事務組合等の起こした地方債に充てたと認められる補助金又は負担金」が675百万円減少、⑥「公債費に準ずる債務負担行為に係るもの」が133百万円減少したことによる。一方、④「公営企業に要する経費の財源とする地方債の償還の財源に充てたと認められる繰入金」は195百万円増加している。これは、公共下水道事業特別会計及び、病院事業会計に対する繰入金の増加による。

分母において、平成22年度比1,403百万円減少している主な要因は、⑯「普通交付税額」1,147百万円減少、⑰「臨時財政対策債発行可能額」857百万円減少したことによる。一方、⑮「標準税収入額等」は820百万円増加している。

平成22年度以降、平成27年度まで実質公債費比率が毎年度改善されている要因は、平成22年度と平成27年度の分子、分母の額を対比すると明らかとなる。平成22年度比分子の額は約41%減少、分母の額は約10%の減少である。すなわち、実質公債費比率が改善されている理由は、分子の減少率が分母の減少率を上回っているためである。

しかしながら、今後を予測すると、実質公債費比率の上昇が大いに懸念されるところである。その理由の第一は分子の額の増加であり、第二は分母の額の減少である。

第一について、平成29年度から30年度にかけての分庁舎の建設、石田・神前統合小学校の整備、旧津田中学校跡地での幼保一元化施設の建設、旧志度東中学校跡地での体育館の建設などの事業計画による①「元利償還金の額」の増加と公共下水道事業計画完了による④「公営企業に要する経費の財源とする地方債の償還の財源に充てたと認められる繰入金」の増加、及び、大川広域行政組合の消防施設新設事業、香川県東部清掃施設組合の溶融炉改修事業による⑤「一部事務組合等の起こした地方債に充てたと認められる補助金又は負担金」の増加が分子の額を増加させる主要因である。

一方、第二について、国の財政状況から考えると⑯普通交付税額、⑰臨時財政対策債発行可能額が増加する予測は現実味が薄いと思われる。⑮標準税収入額等が⑯、⑰の減少額を上回らない限り分母の額は当然に減少する。したがって、平成29年度以降、標準税収入額等が相当増加しなければ、実質公債費比率は反転上昇すると危惧される。【表2】参照

【表2】 実質公債費比率年度別推移表

(単位：千円)

項目	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成22年度比
① 元利償還金の額（繰上償還額等を除く）	3,724,292	3,801,481	3,803,530	3,601,826	3,626,293	3,362,746	△ 361,546
② 積立不足額を考慮して算定した額	0	0	0	0	0	0	0
③ 満期一括償還地方債の1年当たりの元金償還金に相当するもの	0	0	0	0	0	0	0
④ 公営企業に要する経費の財源とする地方債の償還の財源に充てたと認められる繰入金	1,215,186	1,202,887	1,161,553	1,341,770	1,352,529	1,410,271	195,085
⑤ 一部事務組合等の起こした地方債に充てたと認められる補助金又は負担金	906,253	740,886	365,307	340,754	265,202	231,455	△ 674,798
⑥ 公債費に準ずる債務負担行為に係るもの	138,563	19,107	16,544	7,016	4,985	5,092	△ 133,471
⑦ 一時借入金の利子	92	123	476	84	87	69	△ 23
小計	5,984,386	5,764,484	5,347,410	5,291,450	5,249,096	5,009,633	△ 974,753
⑧ 特定財源の額	238,167	220,915	210,623	134,485	118,560	97,296	△ 140,871
⑨ 事業費補正により基準財政需要額に算入された公債費	246,210	240,045	234,768	229,062	215,758	179,802	△ 66,408
⑩ 事業費補正により基準財政需要額に算入された公債費（純元利償還金に係るものに限る）	981,297	895,145	658,500	666,349	652,047	639,149	△ 342,148
⑪ 災害復旧費等に係る基準財政需要額	1,716,472	1,829,079	1,949,637	2,087,594	2,339,623	2,333,277	616,805
⑫ 災害復旧費等に係る基準財政需要額（純元利償還金に係るものに限る）	172,701	123,412	123,406	123,458	123,441	124,392	△ 48,309
⑬ 密度補正により基準財政需要額に算入された元利償還金	11,268	11,082	11,271	10,863	10,961	10,954	△ 314
⑭ 密度補正により基準財政需要額に算入された元利償還金（地方債の元利償還金額を基礎として算入されたものに限る）	26,107	16,615	52,331	70,741	76,528	84,276	58,169
小計	3,392,222	3,336,293	3,240,536	3,322,552	3,536,918	3,469,146	76,924
分子合計{①～⑦} - ⑧ - (⑨～⑭)}	2,592,164	2,428,191	2,106,874	1,968,898	1,712,178	1,540,487	△ 1,051,677
⑮ 標準税収入額等	6,077,943	6,143,015	5,973,449	6,130,973	6,275,597	6,897,790	819,847
⑯ 普通交付税額	9,318,430	9,549,371	9,373,424	9,281,137	8,845,212	8,170,871	△ 1,147,559
⑰ 臨時財政対策債発行可能額	1,674,367	1,159,135	1,125,661	1,079,914	956,706	817,061	△ 857,306
小計	17,070,740	16,851,521	16,472,534	16,492,024	16,077,515	15,885,722	△ 1,185,018
分母合計{⑮+⑯+⑰} - (⑨～⑭)}	13,916,685	13,736,143	13,442,621	13,303,957	12,659,157	12,513,872	△ 1,402,813
実質公債費比率（単年度）	18.626%	17.677%	15.673%	14.799%	13.525%	12.310%	△6.316%
実質公債費比率（3か年平均）	20.896%	19.103%	17.326%	16.050%	14.666%	13.545%	△7.351%

④ 将来負担比率について

将来負担比率は平成22年度84.1%から平成27年度△25.4%と大幅に改善された。早期健全化基準350.0%を下回り、健全性は保たれている。

平成22年度に比して、分子である将来負担額は各項目とも減少し、減少額は合計で7,754百万円、また、将来負担額を減額する充当可能財源等は7,130百万円の増加となった結果、平成27年度将来負担額は△3,176百万円となり、敢て、算式通り計算すると上記の比率となる。平成22年度に比して、基金が5,166百万円の積増しとなり充当可能基金残高は12,938百万円である。しかしながら、前述の③実質公債費比率について説明した通り、平成29年度以降、地方債残高の増加及び公営企業債、一部事務組合への負担額の増加が見込まれている。一方、充当可能基金は、平成29年度以降の事業計画により、平成28年度をピークに減少傾向に転ずる見込みとなっている状況下、世代間の公平性を担保するように要望する。

【表3】 参照

【表3】 将来負担比率年度別推移表

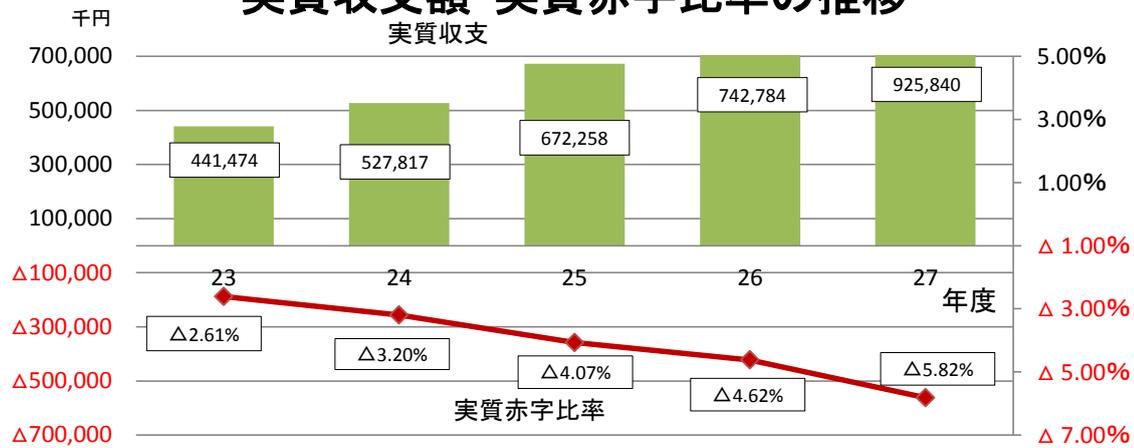
(単位：千円)

項 目		平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成22年度比
将来負担額	地方債の現在高	26,003,182	25,676,542	25,574,897	25,758,481	25,231,545	24,367,377	△1,635,805
	債務負担行為に基づく支出予定額	2,634,958	2,131,834	2,116,293	798,041	788,818	700,435	△1,934,523
	公営企業債等繰入見込額	14,540,450	15,078,735	14,890,018	14,432,109	13,686,262	12,975,637	△1,564,813
	組合等負担等見込額	2,202,757	1,411,898	1,079,598	747,291	583,969	766,990	△1,435,767
	退職手当負担見込額	3,699,457	3,485,209	3,251,596	2,947,765	2,637,676	2,542,557	△1,156,900
	設立法人の負債額等負担見込額	26,522	21,131	14,198	413	0	0	△26,522
	連結実質赤字額	0	0	0	0	0	0	0
	組合等連結実質赤字額負担見込額	0	0	0	0	0	0	0
合 計 (A)		49,107,326	47,805,349	46,926,600	44,684,100	42,928,270	41,352,996	△7,754,330
財源等 充当可能	充当可能基金	7,772,072	9,071,566	10,358,931	11,123,130	12,185,304	12,938,409	5,166,337
	充当可能特定歳入	1,098,698	928,470	831,052	823,820	749,505	624,959	△473,739
	基準財政需要額算入見込額	28,527,705	29,949,538	30,741,533	31,414,401	31,380,958	30,965,476	2,437,771
合 計 (B)		37,398,475	39,949,574	41,931,516	43,361,351	44,315,767	44,528,844	7,130,369
合計 (A) - 合計 (B)		11,708,851	7,855,775	4,995,084	1,322,749	△1,387,497	△3,175,848	△14,884,699
標準財政規模		17,070,740	16,851,521	16,472,534	16,492,024	16,077,515	15,885,722	△1,185,018
算入公債費等の額		3,154,055	3,115,378	3,029,913	3,188,067	3,418,358	3,371,850	217,795
標準財政規模 - 算入公債費等の額		13,916,685	13,736,143	13,442,621	13,303,957	12,659,157	12,513,872	△1,402,813
将来負担比率		84.1%	57.2%	37.2%	9.9%	△11.0%	△25.4%	△109.5%

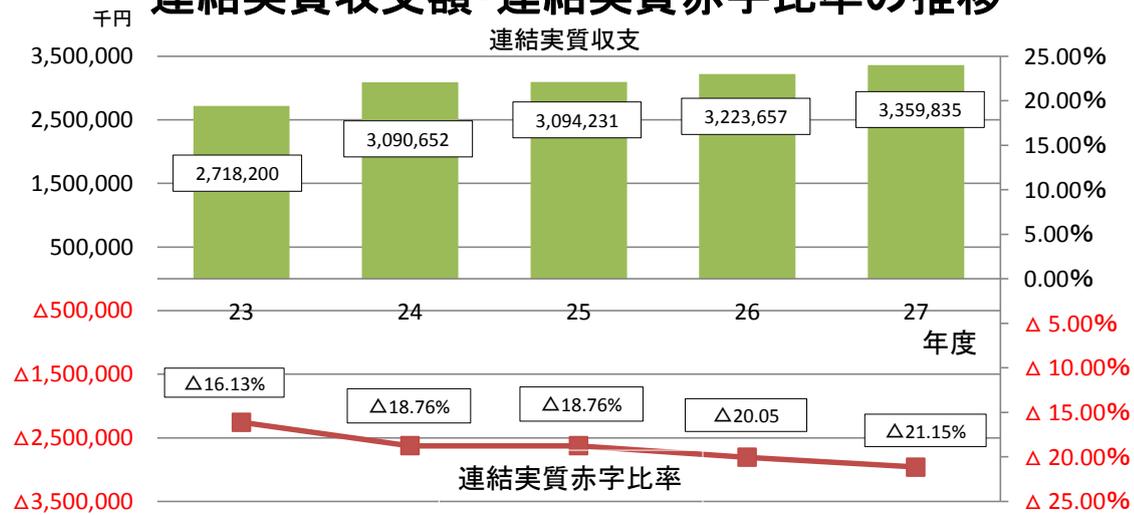
(3) 是正改善を要する事項

特に指摘すべきことはない。

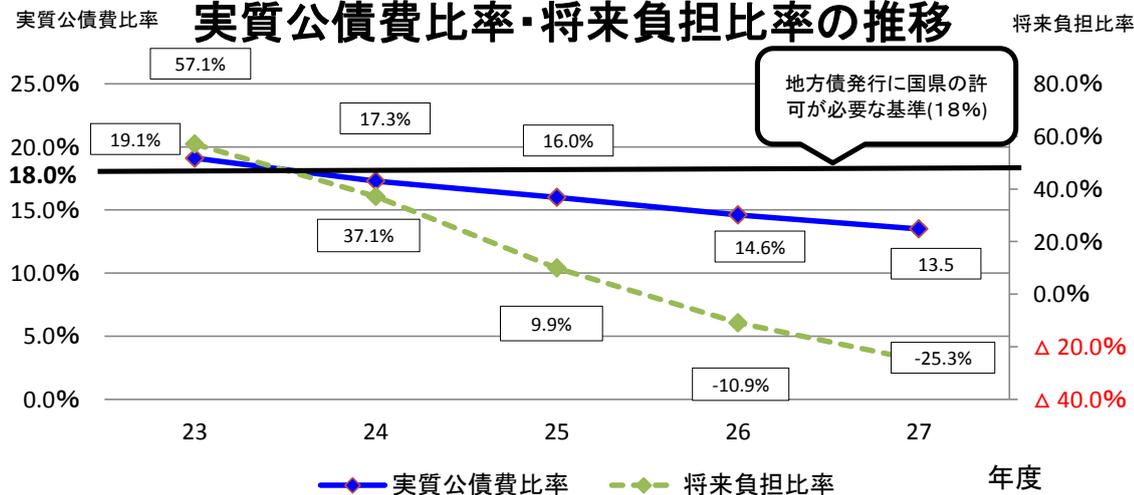
実質収支額・実質赤字比率の推移



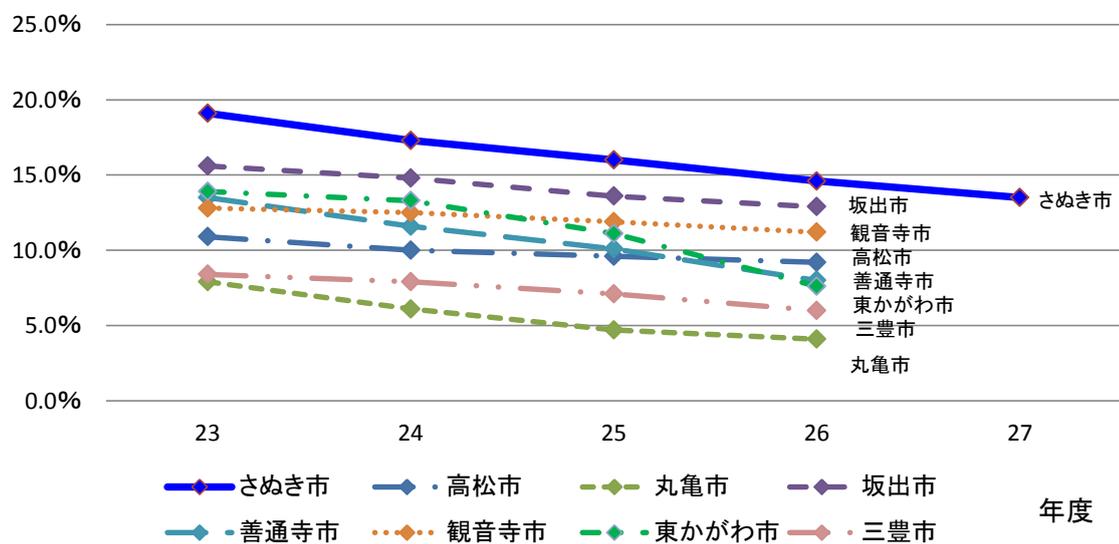
連結実質収支額・連結実質赤字比率の推移



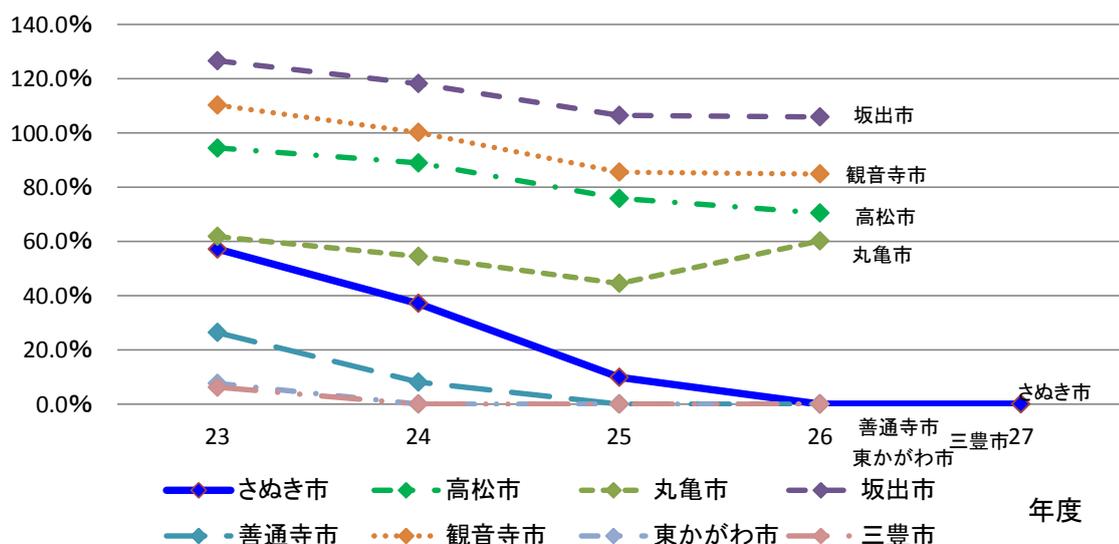
実質公債費比率・将来負担比率の推移



実質公債費比率の推移(各市)



将来負担比率の推移(各市)



※各市の値については、各市の健全化判断比率及び資金不足比率の審査意見書を参照した。

平成27年度 公営企業会計経営健全化審査意見書

1 審査の概要

経営健全化の審査に当たっては、市長から提出された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として実施した。

2 審査の結果

(1) 総合意見

審査に付された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められる。

記

公営企業会計の名称	資金不足額・剰余額	資金不足比率
公共下水道事業特別会計	2,346千円	—
農業集落排水事業特別会計	816千円	—
漁業集落排水事業特別会計	780千円	—
簡易水道事業特別会計	385千円	—
観光事業特別会計	5千円	—
病院事業会計	1,108,521千円	—
水道事業会計	1,078,515千円	—

注意) 「資金不足額・剰余額」は、資金不足の場合、負の値で表示している。

(2) 個別意見

① 資金不足比率について

平成27年度の資金不足額・剰余額は、全特別会計で黒字である。

今後とも引き続き経営健全化に努められたい。

(3) 是正改善を要する事項

特に指摘すべきことはない。